

大洲市上下水道台帳システム再構築業務 仕様書

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

本仕様書は、大洲市（以下「発注者」という）が発注する大洲市上下水道台帳システム再構築業務に適用する。

第2条 (目的)

本業務は、大洲市上下水道事業における上下水道施設の適切な維持管理、業務の効率化・高度化、及び住民サービスの向上を目指し、ストックマネジメント計画に基づく管路施設情報や維持管理情報を効率的に管理するための上下水道台帳システムを構築し、前述した各種情報の整備を行うことを目的とする。また、発注者の保有する上水道および下水道台帳システムはスタンドアロンの運用を行ってきたが、今後の維持管理の高度化を図るため、上下水道台帳システムをクラウド型（LGWAN-ASP方式）へと更新し、上下水道関連情報の一元管理及びシステム運用体制の向上を図ることとする。

第3条 (業務の概要)

本業務の概要を以下に示す。

(1) システム更新

- | | |
|--|----|
| ① 上下水道台帳システム（10ライセンス）
導入形態「クラウド（LGWAN-ASP）」 | 1式 |
| ② 下水道維持管理システムの導入 | 1式 |
| ③ スtockマネジメント支援システムの導入 | 1式 |

(2) データ整備

- | | |
|---|----|
| ① 上下水道台帳データ変換 | 1式 |
| ② 背景図データ変換
(ゼンリン住宅地図、都市計画図)
※ゼンリン住宅地図については、10ライセンス導入する。 | 1式 |
| ③ 排水設備データ変換 | 1式 |
| ④ スtockマネジメント計画データ変換 | 1式 |
| ⑤ 下水道施設新規データ入力
(令和6年度工事発注、寄付採納分、維持管理データ) | 1式 |

(3) その他

- | | |
|------------------------------|----|
| ① クラウドサーバ等関連設定 | 1式 |
| ② その他作業（打合せ、資料収集、各種設定、操作説明等） | 1式 |

データ整備に係る対象数量は下記の通りとする。

システム名称	データ名称	数量
上下水道台帳システム	送配水管等	L=約 817km
	仕切弁	5,449 基
	消火栓	1,711 基
	給水メータ	22,864 基
	下水道管きょ	L=約 60km
	マンホール	2,369 基
	ます取付管	3,856 基
維持管理データ入力	TV カメラ調査	L=約 25km
	管口カメラ点検	540 箇所
	目視調査	31 箇所
	マンホール地上点検	755 箇所
	マンホール蓋点検	1,327 箇所
下水道施設新規データ入力	管きょ	L=1.55km
	取付管及び柵	100 箇所
	竣工図	13 枚
	現地確認調査	柵 100 か所

第4条 (適用する規程等)

本業務の実施に際し、本仕様書に加え、以下の法令及び規程等を遵守するものとする。

- (1) 下水道法
- (2) 下水道法施行令
- (3) 下水道法施行規則
- (4) 下水道台帳システム標準仕様(案)・導入の手引き Ver.5 ((社)日本下水道協会)
- (5) 水道法及び水道法施行規則
- (6) 水道維持管理指針
- (7) 測量法
- (8) 測量法施行令
- (9) 測量法施行規則
- (10) 公共測量作業規程及び作業規程の準則 (国土交通省国土地理院)
- (11) 地理情報標準プロファイル (JPGIS) 2014 (国土交通省国土地理院)
- (12) 大洲市個人情報保護に関する法律施行条例
- (13) その他の関係法令・諸規則等

第5条 (提出書類)

受注者は業務の着手及び完了にあたって、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提

出しなければならない。

- (イ) 着手届 (ロ) 管理、照査技術者及び担当技術者届 (ハ) 業務計画書
(ニ) 工程表 (ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

第6条 (疑義)

本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、受注者は発注者の指示に従うものとする。

第7条 (配置技術者)

受注者は、管理技術者・照査技術者・担当技術者を配置し、次の各項に定める資格・実務経験を有する者とする。

- (1) 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的監理をおこなえる上下水道事業に精通した実務経験豊かな者で、以下の①及び②を満たす技術者を配置しなければならない。
- ① 技術士「総合技術監理部門又は上下水道部門」(いずれも選択科目：下水道又は上水道)の資格を有する者。
 - ② 官公庁等が発注した同種又は類似業務の実務実績を有する者。
- (2) 照査技術者は、業務の内容について正確な照査を実行できる上下水道事業に精通した実務経験豊かな者で、以下の①及び②を満たす技術者を配置しなければならない。
- ① 技術士「総合技術監理部門又は上下水道部門」(いずれも選択科目：下水道又は上水道)の資格を有する者。
 - ② 官公庁等が発注した同種又は類似業務の実務実績を有する者。
- (3) 担当技術者は、上下水道事業に精通した実務経験豊かな者で、以下の①を満たす技術者を配置しなければならない。
- ① 官公庁等が発注した同種又は類似業務の実務実績を有する者。

【同種業務】 ・上水道又は下水道台帳(管路)システムの構築

*データ入力のみや関連システム構築及び関連機能追加などの更新業務等は含まない。

【類似業務】 ・上記システムのデータ入力業務

*上下水道関連システムの入力業務及び上下水道関連システムの構築(機能追加含む)業務

第8条 (守秘義務)

受注者は、本業務において発注者の情報資産の安全性を確保するものとする。特に個人情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立していることを証明しなければならないものとする。具体的には、下記の(1)及び(2)の承認・認定を受けていることを資格要件とする。受注者は契約時にこれらを証明する資料を提出するものとする。

- (1) 企業として ISO27001 若しくは JIS Q 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム) の認証登録を受けていること。
- (2) JIS Q 15001 に準拠した個人情報保護に関する個人情報保護マネジメントシステムに適合し、企業としてプライバシーマーク (P マーク) の認証登録を受けていること。

第9条 (貸与資料)

発注者は、本業務に必要なと認められる資料を受注者に貸与できるものとし、受注者は貸与された資料について責任をもって保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するとともに、業務終了後に速やかに発注者に返却するものとする。万一、損傷した場合には、受注者は発注者の指示に従い、必要な処置を受注者の負担において行うものとする。なお、発注者より資料を借用する際、受注者は必ず借用書を提示し、借用期間を厳守しなければならない。

また、本業務で得られた資料及び成果品等は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく外部に貸与、複製及び公表してはならない。

第10条 (成果品の検査及び納品)

受注者は、業務完了時に発注者の審査を受けなければならない。また、管理技術者が立会いのもと完成検査を行うものとし、必要に応じて、発注者の指示する検査を行うものとする。なお、成果品の納入場所は、発注者の指示に従うものとする。

第11条 (成果品の帰属)

前条の規定にかかわらず、本システムにおけるプログラムの権利、保守等については、次のとおりとする。

- (1) 本業務において作成された成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なくこれを第三者に公表又は流用してはならない。
- (2) ソフトウェアに関する部分の諸権利は受注者に帰属するものとする。
- (3) 本委託において作成したデータについては、発注者の指示があった場合は、無償で抽出及び加工し、発注者の要望したデータ様式で提出しなければならない。

第12条 (成果品の瑕疵)

受注者は、成果品の引き渡し後であっても、受注者の故意または過失等に起因する不良箇所が発見された場合、発注者の必要と認める処置を速やかに行うものとし、その費用は全て受注者の負担とする。

第13条 (契約期間)

本業務の契約期間は契約の日の翌日から令和9年3月26日までとする。

第14条 (損害賠償)

本業務中に生じた諸事故等については、その一切の責任を受注者が負うものとし、受注者は諸事

故等の内容等を速やかに発注者に報告するものとする。

第2章 業務詳細

第15条 (打合せ等)

本業務において、発注者と打合せを行い、打合せ結果については議事録を作成し、発注者の承認を得るものとする。

第16条 (システムの基本要件)

本業務で導入する上下水道台帳システムは、以下の要件を満たすものとする。なお、システム機能については、別紙「機能要件一覧」を参照すること。

- (1) 上下水道台帳システムはクラウド方式 (LGWAN-ASP) で提供すること。
- (2) 本市上下水道課の庁内ネットワーク環境下における指定した10台のクライアントパソコンでの使用が可能なこと。
- (3) 使用する Web ブラウザは Microsoft Edge とする。
- (4) 本システムは、管理対象施設の位置検索や、その施設に関する属性・図形情報・表示修正等、「下水道台帳管理システム標準仕様 (案)・導入の手引き Ver5」に記載されている機能を参考とし、下水道法等関係法令に準拠するものとする。
- (5) 本システムは、上下水道事業をはじめ、各種管理項目に対する機能拡張を考慮の上、作成するものとする。
- (6) システム機能要件については、既存システムの機能要件を基に作成した別紙「機能要件一覧」を標準とする。しかし類似の機能要件を有すれば、別紙の機能要件と完全一致する必要はない。

第17条 (データセンター要件)

上下水道台帳システムを設置するデータセンターの要件は、特定非営利活動法人日本データセンター協会が制定するガイドライン (JDCC-FS) の【ティア3】の水準を満たすこと。

第18条 (資料収集整理)

発注者からの貸与資料を収集整理し、内容の確認を行うものとする。

第19条 (データ変換・調整)

前条で収集整理をした貸与資料について、上下水道台帳システムに搭載するデータ形式に変換・調整を行うものとする。

第20条 (サーバー設定)

受注者が使用するデータセンターにおいて、上下水道台帳システムを安定的に稼働させるため、以下のサーバー設定作業を行うものとする。

- (1) サーバーOS 関連の環境設定
- (2) バックアップ構成等の設定
- (3) ネットワーク関連の設定
- (4) セキュリティソフトの設定

第21条 (データベース構築)

前条で設定したサーバー環境に以下のデータベース環境を構築し、上下水道台帳システムが稼働することを確認するものとする。

- (1) データベースソフトウェアの環境設定
- (2) 上下水道台帳システムの設定
- (3) 維持管理システムの設定およびデータ入力
- (4) スtockマネジメントシステムの設定およびデータ入力
- (5) 下水道施設新規データ入力
- (6) 上記システムの動作検証

第22条 (現地確認、操作説明会等)

上下水道台帳システムについて、現地にて発注者のクライアントパソコンで動作確認を行い、発注者の承認を得るものとする。

また、発注者担当職員に対し、上下水道台帳システムの操作マニュアルを基にした操作説明会を実施するものとする。なお、システム操作マニュアルは紙ベース及び電子データで作成し、システムから閲覧できるものとする。

第3章 成果品

第23条 (成果品)

本業務の納入成果品は以下の通りとする。

- | | | | |
|----|------------------|-------------------|----|
| 1. | 上下水道台帳システム及びデータ | | 一式 |
| 2. | 上下水道台帳図 | A2 (1/750 カラー) 製本 | 4部 |
| 2. | 上下水道台帳各種帳票データ | | 一式 |
| 3. | システム操作マニュアル | A4 ファイル綴じ | 2部 |
| 4. | 打合せ議事録 | | 1部 |
| 5. | その他協議により必要とされたもの | | 一式 |

以上